

**改正**

平成20年4月1日告示第43号

平成21年3月31日告示第30号

平成22年3月31日告示第45号

平成23年3月31日告示第36号

平成24年3月30日告示第50号

平成25年4月1日告示第52号

平成26年4月1日告示第37号

平成27年6月9日告示第84号

平成28年6月22日告示第68号

みやき町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、みやき町に住所を有する幼児が幼稚園に就園する期間、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく私立幼稚園（ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における施設型給付を受けない幼稚園に限る。）の設置者（以下「設置者」という。）が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を減免する場合に、減免を行う設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金については、みやき町補助金等交付規則（平成17年みやき町規則第31号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、ひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属するものが以下に掲げる世帯に該当する世帯をいう。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を

受けた者（在宅の者に限る。）

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

(7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

(8) その他町長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者  
(補助の基準)

**第3条** 設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児（満3歳に達した幼児が翌年度の4月を待たずに年度途中から幼稚園に就園する場合をいう。以下同じ。）、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者（本町に住所を有するものに限る。）に対し、保育料等を減額し、又は免除する場合に、別表(1)に定める範囲内において補助を行うものとする。

2 前項に規定する場合において、前項に規定する場合において、当該園児がひとり親世帯等に属しかつ階層2又は3若しくは4に区分される場合は、別表(2)によるものとする。  
(補助金交付の申請)

**第4条** 補助を受けようとする設置者は、あらかじめ私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。この場合において、私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2号）及び保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）並びに徴収している保育料等の額を明らかにする園則等の書類も併せて提出するものとする。なお、保育料等減免措置に関する調書の市町村民税課税額は、申請年度にみやき町において町民税の課税対象であるものについては町長において確認し、他市町村において住民税の課税対象であるものについては当該市町村より交付された市町村民税課税証明書を添付するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所の長の証明書によって代えることができるものとする。

(補助金決定の通知)

**第5条** 町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第4号）により設置者に通知するものとする。

(報告)

**第6条** 交付の決定を受けた設置者は、減免措置の方法を12月31日までに、町長に報告するものと

する。

(実績報告書の提出)

**第7条** 設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

**第8条** 町長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に決定した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 減免措置を受ける園児が退園し減免を受けなくなったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 補助金の使途について不正の行為があったとき。
- (5) 補助事業の執行が著しく適正を欠くと認められるとき。

(証拠書類の保存等)

**第9条** 補助金の交付を受ける設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類として私立幼稚園保育料等の減免措置明細書(様式第6号)を整備し、かつその写しを町へ提出しなければならない。

2 設置者は前項の書類を当該年度の翌年度から最低5年間保存しなければならない。

(関係書類の提出)

**第10条** 町長は、補助金交付の事務処理上必要と認めるときは、関係書類の提出を求めることができる。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、みやき町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則(平成17年みやき町教育委員会規則第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成20年4月1日告示第43号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月31日告示第30号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月31日告示第45号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月31日告示第36号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月30日告示第50号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年4月1日告示第52号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年4月1日告示第37号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年6月9日告示第84号）

この告示は、平成27年6月9日から施行し、この要綱による改正後のみやき町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は平成27年4月1日から適用する。

**附 則**（平成28年6月22日告示第68号）

この告示は、平成28年6月22日から施行し、改正後のみやき町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は平成28年4月1日から適用する。

**別表第1**（第3条関係）

(1) 階層区分ごとの補助限度額表

区分		補助対象 経費	補助限度額（年額）		
			第1子	第2子	第3子以降
1)	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	308,000円	308,000円	308,000円
2)	当該年度に納付すべき市町村民		272,000円	290,000円	308,000円

	税が非課税となる世帯				
3)	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		272,000円	290,000円	308,000円
4)	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		115,200円	211,000円	308,000円
5)	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		62,200円	185,000円	308,000円
6)	上記区分以外の世帯		—	154,000円	308,000円

(2) ひとり親世帯等の特例の補助限度額表

区分	補助対象 経費	補助限度額		
		第1子	第2子	第3子以降
2	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 入園料、 保育料の	308,000円	308,000円	308,000円
3	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非 合計額	308,000円	308,000円	308,000円

	課税となる世帯			
4	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	217,000円	308,000円	308,000円

(注)

- 1 父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満は四捨五入)}$$
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 5 幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用する就学前児童の兄・姉を有する園児は、兄・姉を幼稚園児とみなし、第2子以降の優遇措置の対象とする。
- 6 第4階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃する。第5階層以上の世帯については、小学校3年生までの兄・姉の数に応じた多子計算とする。多子計算に係る兄・姉については生計を一にするものに限る。
- 7 第5階層以上において、就学免除等により、兄・姉が小学校に就学していない場合や特別支援学校小学部に在籍している場合であっても、小学校1年生～3年生の就学年齢と同一年齢である兄・姉を有する園児については、小学校1年生～3年生に兄・姉を有する園児とみなし、第2子以降の優遇措置の対象とする。

本来の就学年齢が小学校4年生以上であっても小学校3年生までの学年に在籍する兄・姉を有する園児については、第2子以降の優遇措置の対象とする。

小学校3年生までに双子若しくは三つ子以上の兄・姉を有する園児については、第3子扱い（双子を第1子・第2子、三つ子を第1子・第2子・第3子以降扱い、等）とする。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第9条関係）